

## 高知しごとネットの運営に係る掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、求人求職情報等ホームページ「高知しごとネット（以下「ネット」という。）」の掲載について、ネットの運営の円滑化及び適正化を図るための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職業紹介事業所等とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定された「公共職業安定所」、「有料職業紹介事業の許可を受けた者」、「無料職業紹介事業の許可を受けた者」、「無料職業紹介事業の届出をした特別の法人」及び「無料職業紹介事業の通知をした地方公共団体」をいう。
- (2) 就職情報提供事業所とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第6号までに規定された風俗営業、第5項に規定された性風俗関連特殊営業及び第13項に規定された接客業務受託営業を除く求人情報等を提供する事業所」をいう。
- (3) 求人情報等サイト運営機関等とは、「国、地方公共団体、地方公共団体が立ち上げた雇用創出促進協議会及び各都道府県支部が無料職業紹介事業の許可を受けた全国組織の団体の中で求人情報等の無料サイトを運営する機関等」をいう。
- (4) 職業相談機関等とは、「国又は地方公共団体のうち職業相談を行っている機関」、「国又は地方公共団体から職業相談事業等を委託された団体」、「地方公共団体が立ち上げた雇用創出促進協議会から職業相談事業等を委託された団体」をいう。
- (5) 専修学校等とは、「高知県立高等技術学校」、「高知県立看護専門学校」、「高知県内で職業能力開発促進法に規定する高度職業訓練を実施する学校」及び「高知県が認可した私立専修学校」をいう。

### (掲載機関等)

第3条 ネットの各ページに掲載する機関等については、次に掲げるとおりとする。ただし、機関等の掲載する内容について、知事が適当でない判断したものが含まれる場合は掲載しないものとする。

- (1) ネットの「仕事を探したい方へ」のページに掲載する機関等は、「職業紹介事業所等」、「就職情報提供事業所」及び「求人情報等サイト運営機関等」のうちネットへの掲載を希望する者
- (2) ネットの「就職の相談をしたい方へ」のページに掲載する機関等は、「職業相談機関等」のうちネットへの掲載を希望する者

- (3) ネットの「就職に役立つ資格等を取りたい方へ」のページに掲載する学校は、「専修学校等」のうちネットへの掲載を希望する者

(新着情報)

- 第4条 ネットの「新着情報」のページについては、「国、地方公共団体の主催又は地方公共団体の共催、後援の下、開催される企業合同面接会等」及び「国、地方公共団体の職員採用試験等」を掲載するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、県内雇用情勢の改善に著しく寄与すると認められる事業については、「新着情報」のページに掲載するものとする。

(申請手続)

- 第5条 第3条に規定する者は、別記第1号様式に必要事項を記載のうえ、知事に提出するものとする。
- 2 前条に規定する情報の掲載を希望する者は、別記第2号様式に必要事項を記載のうえ、知事に提出するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事があらかじめ行うネット掲載希望調査により、掲載が認められた者は申請手続が免除されるものとする。

(決定)

- 第6条 知事は、前条の規定による申請書の内容が、審査のうえ、適当と認めるときは、別記第3号様式又は第4号様式による承認通知書により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(掲載内容の変更等)

- 第7条 前条の規定によりネット掲載が認められた者は、次の各号に該当するときは、すみやかに届け出なければならない。なお、様式については、任意とする。
- (1) 申請書に記載した事項を変更しようとするとき。
- (2) 申請書に記載した事項を中止しようとするとき。
- (3) 機関等が閉鎖又は廃業、若しくは廃校したとき。

(掲載情報の削除)

- 第8条 知事は、次に掲げる事項に該当する場合には、第6条の規定に基づき決定された者の当該情報の一部又は全てを削除できるものとする。
- (1) 前条(2)及び(3)の届け出があったとき
- (2) 第6条の規定によりネット掲載が認められた者(第5条第3項の規定により掲載が認められた者も含む)が法令違反を犯したとき
- (3) 第6条の規定によりネット掲載が認められた者(第5条第3項の規定により掲載が認められた者も含む)の情報を利用した県民から苦情があり、当該者に重大な過失があるとき
- (4) その他掲載情報を削除する相当の理由があると知事が判断したとき

## 附則

この要領は、平成21年1月27日から施行する。

この要領は、平成29年8月16日から施行する。

この要領は、令和3年3月4日から施行する。

第1号様式

「高知しごとネット（機関等）」掲載申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所  
機関等名  
代表者

「高知しごとネット」の運営に係る掲載取扱要領第5条第1項の規定に基づき、同ネットへの掲載を申請します。

機関等の名称	
所在地	
電話番号	
ホームページアドレス	※「相互リンク設定」の場合のみリンクを張ります。
掲載希望ページ	※下記の①～③を記載してください。
① 「仕事さがし」	・ 職業紹介事業所の届出の有無・その他 有・無 その他( ) ・ 取扱職業・その他の特記事項 取扱職業： その他特記事項( )
② 「就職相談」	・ 相談対象者 ・ 相談内容等
③ 「資格等取得」	・ 学校の紹介文 ・ 受験科目等
担当者及び 連絡先電話番号	

第2号様式

「高知しごとネット（新着情報）」掲載申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所  
機関等名  
代表者

「高知しごとネット」の運営に係る掲載取扱要領第5条第2項の規定に基づき、同ネットへの掲載を申請します。

事業の名称	
主催者	
地方公共団体の 共催、後援の有無	※主催者が地方公共団体以外の場合、記入してください。
※ 事業ページURL	※しごとネットにリンクを張ります。
担当者及び 連絡先電話番号	
※事業ページURLをお持ちでない場合は、以下の項目も記入してください。	
開催日時	
開催場所	
事業の内容	
対象者	
受付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
申込方法及び問合せ先	
その他	

※チラシ等がある場合は、添付してください。

第3号様式

番 号  
年 月 日

様

高知県知事

「高知しごとネット（機関等）」掲載の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった「高知しごとネット」への機関等掲載については承認します。

今後、掲載内容に変更等があったとき、掲載を中止したいときは、すみやかに届け出てください。

第4号様式

番 年 月 号  
日

様

高知県知事

「高知しごとネット（新着情報）」掲載の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった「高知しごとネット」への新着情報掲載については承認します。

今後、掲載内容に変更等があったとき、掲載を中止したいときは、すみやかに届け出てください。